

# 社会福祉法人ルンビニ福祉会

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ルンビニ福祉会(以下「本会」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に報酬等として日額 2,000 円を支給する。ただし、交通費の実費が日額を超える場合には、本会の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、本会給与規定により算定する。
- (2) 賞与については、本会給与規定第25条により算定する。
- (3) 退職手当については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入し、その定めるところにより支給する。
- (4) 通勤手当については、本会給与規定第14条により算定する。
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、本会給与規定第4条に規定された日に支給する。
- (2) 賞与については、本会給与規定第25条に規定された日に支給する。

- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した日から2週間以内に独立行政法人福祉医療機構に対して退職手当支給の手続きを行う。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。